

利用上の注意

この報告は、平成26(2014)年12月31日現在で実施された『工業統計調査』における「広島県内の製造事業所」について、本県が独自に集計した結果である。

【工業統計調査(経済産業省所管)】

『統計法(平成19年法律第53号)』に基づく「基幹統計調査」として、工業(製造業)の実態を明らかにすることを目的に、全国の製造事業所(工場)を対象に、経済産業省が、毎年12月31日現在で実施している調査であり、その調査結果は、産業振興、地域開発等の基礎資料として行政上はもとより各方面で広く活用されている。

※ 平成21年調査までは西暦末尾が「0, 3, 5, 8」の年は全事業所、それ以外の年は従業者4人以上の事業所が対象である。

平成22年以降は経済センサスー活動調査で全事業所を調査対象としているため、この工業統計調査は従業者4人以上の事業所を対象とした。

調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)

調査の方法

申告者(事業所の管理責任者)の自計申告

- 《調査票》・従業者30人以上の事業所・・・「工業調査票 甲」(巻末添付)
- ・従業者29人以下の事業所・・・「工業調査票 乙」(巻末添付)

調査の形態

調査員調査・本社一括調査・国直送事業所調査の3形態

① 調査員調査(本社一括調査及び国直送事業所調査以外の事業所)

経済産業省 ⇄ 広島県 ⇄ 市区町 ⇄ 調査員 ⇄ 事業所

② 本社一括調査(3ヶ所以上の対象事業所を持ち、本社での一括回答を希望する事業所)

経済産業省 ⇄ 事業所(本社)

③ 国直送事業所調査(2以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたもの)

経済産業省 ⇄ 事業所

工業統計調査用産業分類

- ① 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- ② 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム（乾板を含む）	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

① 一般的な方法

- (ア) 製造品が単品のみ事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
 (イ) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。その産業とは、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

主な集計項目と用語の説明

① 統計表中の業種名（工業統計調査用産業分類 中分類）は、次のとおり（全 24 業種）。

番号	業種名（産業中分類）	本文，表の略称	図の略称
09	食料品製造業	食料	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	飲料
11	繊維工業	繊維	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	木材
13	家具・装備品製造業	家具	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷	印刷
16	化学工業	化学	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	石油
18	プラスチック製品製造業	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機器	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機器	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機器	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	電子
29	電気機械器具製造業	電気機器	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報機器	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送機	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

② **事業所数**は、平成26年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場，製作所，製造所あるいは加工所などと呼ばれているような，一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

③ **従業者数**は、平成26年12月31日現在の数値である。

従業者とは，個人事業主及び無給家族従業者，常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが，掲載している統計表の従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

(ア) **個人事業主及び無給家族従業者**とは，業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって，実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。

(イ) **常用労働者**とは，次のいずれかの者をいい，「正社員，正職員等」，「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

- a 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
 - b 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - c 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
 - d 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - e 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - (a) 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。
 - (b) 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
 - (c) 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
- (ウ) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

④ 現金給与総額は、平成26年1年間に常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう)に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

⑤ 原材料使用額等は、平成26年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

※ 本文中にあっては、「原材料使用額等」を「原材料額」と表記する。

- (ア) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- (イ) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- (ウ) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (エ) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- (オ) 転売した商品の仕入額とは、平成26年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

⑥ 製造品出荷額等は、平成26年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくずと廃物の出荷額、及びその他収入額(修理料収入等)の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

※ 本文中にあっては、「製造品出荷額等」を「出荷額」と表記する。

- (ア) 製造品の出荷(＝製造品出荷額)とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む)を、平成26年中にその事業所から出荷した場合(出荷した額)をいう。また、次のものも製造品出荷(額)に含まれる。
 - a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - b 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - c 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成26年中に返品されたものを除く)
- (イ) 加工賃収入額とは、平成26年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (ウ) その他の収入額とは、上記(ア)及び(イ)以外〔例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等〕の収入額をいう。

⑦ 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

- ⑧ **有形固定資産**の額は、平成26年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- (ア) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- a 土地
 - b 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)
 - c 機械及び装置(附属設備を含む)
 - d 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- (イ) **建設仮勘定の増加額**とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、**減少額**とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- (ウ) **有形固定資産の除却額**とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ⑨ **リース契約による契約額及び支払額**
- (ア) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。
- (イ) **リース契約額**とは、新規に契約したリースのうち、平成26年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
- (ウ) **リース支払額**とは、平成26年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成26年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

計算項目の算式

① 生産額

$$= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

② 付加価値額

(ア) 「従業者 30 人以上の事業所」の場合

$$= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

(イ) 「従業者 4～29 人の事業所」の場合

$$= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

※ 平成 12 年までの付加価値額は、従業者 4～9 人の事業所については粗付加価値額であり、平成 13 年以降の付加価値額は、従業者 4～29 人の事業所については粗付加価値額となっている。

③ 粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

④ 付加価値率

$$= [\text{付加価値額} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

⑤ 従業者 1 人当たり付加価値額

$$= \text{付加価値額} / \{\text{常用労働者年間月平均数}(\text{常用労働者毎月末現在数の合計} / 12) + \text{個人事業主及び無給家族従業者数}\}$$

⑥ 現金給与率

$$= [\text{現金給与総額} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

- ⑦ **常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額**
 = 常用労働者のうち雇用者に対する基本給，諸手当と特別に支払われた給与の額 / 常用労働者のうち雇用者数
- ⑧ **労働分配率** = (現金給与総額 / 付加価値額) × 100
- ⑨ **原材料率**
 = [原材料使用額等 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑩ **在庫率** = [年末在庫額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑪ **有形固定資産投資総額** = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減
- ⑫ **有形固定資産純投資額** = 有形固定資産投資総額 - 有形固定資産除却額 - 減価償却額
- ⑬ **資本装備率**
 = 有形固定資産年末現在高 / 常用労働者年間月平均数 (常用労働者毎月末現在数の合計 / 12)
- ⑭ **資本係数**
 = 有形固定資産年末現在高 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}

※ 内国消費税額とは，酒税，たばこ税，揮発油税，地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。平成13年調査より，内国消費税額については消費税を除く調査としたことから，「推計消費税額」の算出にあたっては，直接輸出分，原材料，設備投資(土地を除く有形固定資産取得額)を除いている。

数値及び記号

- (1) 各項目の数値は四捨五入〔金額は単位未満，比率は小数点以下第2位〕しているため，内訳と合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中の記号は，次のとおり。
- 「-」 ----- 該当数値なし
 - 「0」，「0.0」 ----- 四捨五入のため単位に満たないもの
 - 「△」 ----- マイナス数値
 - 「X」 ----- 集計対象となる事業所が1又は2のとき，これに該当する集計結果をそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。また，集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても，1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は，併せて「X」とした。

その他の注意事項

- (1) 今回公表の数値は，県の独自集計結果であり，経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 表中の数値は四捨五入したため，内訳が合計に一致しない場合がある。
- (3) 1つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合，原則として，主な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定する(産業格付)ので，各品目の当該年の製造品荷額等の割合が変動した場合，その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (4) 平成19年調査から，製造以外の活動を把握する目的で，製造品出荷額等に「その他収入額」，材料使用額等に「製造等に関連する外注費」，「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより，「製造品出荷額等」，「付加価値額」，「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。

- (5) 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年の数値(旧分類)を平成 20 年の分類で再集計し計算した。
- (6) 平成 23 年 (2011 年) における数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査 製造業 (総務省・経済産業省)」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- なお、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査時点は調査期間の翌年の 2 月 1 日であり、事業所数・従業者数関連の数値は 2 月 1 日現在の数値であるため留意すること (工業統計調査の調査時点は調査期間の末日 (12 月 31 日))。
- (7) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。なお、日本標準産業分類の第 13 回改定 (平成 26 年 4 月 1 日適用) に伴い、平成 26 年調査より工業統計調査用産業分類も改定した。改定内容は下記表のとおり。

旧 名称・番号	新 名称・番号 (平成26年調査～)	変更内容
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板 (ベニヤ) 製造業	1212 単板 (ベニヤ) 製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	→ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業 (建具を除く)	1221 造作材製造業 (建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	→ 1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更

- (8) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 26 (2014) 年広島県の工業 (工業統計調査結果報告)」による旨を明記すること。

【問い合わせ先】 広島県 総務局 統計課 商工統計グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL (082) 513-2542(ダイヤルイン)

この内容については、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計課」で検索してください。

ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>